財政力指数	係数
○・四未満	○・○五
○・四以上　○・五未満	○・○六
○・五以上　○・六未満	○・○七
○・六以上　○・七未満	○・○八
○・七以上　○・八未満	○・○九
○・八以上	○・一

五　当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額。ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける市町村については、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額が同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額を超える額とする。

六　地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第三号」とあるのは「第六号」と、同条第四項中「第一項第一号」とあるのは「第三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（道府県に係る三月分の算定方法）

第四条　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額

（第十四号、第十九号、第二十七号、第二十八号、第三十一号、第四十三号、第五十一号、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号、第六十号及び第六十四号から第六十八号までに掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が○・八以上の道府県にあつては○・二を、○・五以上○・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の道府県にあつては一・○をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
［一～七十一略］	［略］

財政力指数	係数
○・四未満	○・○五
○・四以上　○・五未満	○・○六
○・五以上　○・六未満	○・○七
○・六以上　○・七未満	○・○八
○・七以上　○・八未満	○・○九
○・八以上	○・一

五　当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額。ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける市町村については、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額が同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額を超える額とする。

六　地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第三号」とあるのは「第六号」と、同条第四項中「第一項第一号」とあるのは「第三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（道府県に係る三月分の算定方法）

第四条　［同上］

［一　同上］

事項	算定方法
［一～七十一同上］	［同上］